障害のある方が必要とする介護や生活サービス、就労や社会生活訓練などの支援が受けられる様々な制度があります。

障害福祉サービス(自立支援給付)

制度	障害の程度に応じて、生活介護や就労訓練、相談支援などが受けられます。
対象者	必要に応じて障害支援区分認定調査を受け、各サービスの利用が必要と認められた方

■ 支援の種類

	介護給付
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または知的、精神障害で常に介護を必要とする方に、自宅で
	入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
三年	視覚障害がある方の外出や移動などに必要な代筆・代読などの情報提供等、外
同行援護	出先で必要な援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要
	な支援などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行い
<u> </u>	ます。
生活介護	常時介護が必要な方に昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行い、創造的活
	動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、
	食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で訓練や療養上の管理、看護、介
	護及び日常生活のお世話を行います。
	訓練等給付
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力向上
	のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望される方に、一定期間就労に必要な知識や能力向
	上のために必要な訓練を行います。 一般企業などへの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、能力向上のた
就労継続支援	一般企業など、の別カが困難な力に働く場を提供するとともに、能力向上のだりめに必要な訓練を行います。
	就労移行支援等を利用した後、一般企業などに新たに雇用された方が継続して
就労定着支援	働くために、日常生活や社会生活上の問題に関する相談などの支援を行いま
加刀足有又饭	関くために、日市王伯、任云王伯工の问题に関する作飲などの文版を刊でよ す。
	居宅生活する方が自立して生活するために、関係機関との連絡調整や相談など
自立生活援助	の支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	
	地域での生活に移行するための活動や住居の確保に関する相談などの支援を
地域移行支援	行います。
地域定着支援	単身で居宅生活する方に、常時連絡体制を確保し、緊急時に相談などの支援を
	行います。

障害福祉サービス(自立支援給付)

	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
	・同意書
	・世帯状況・収入申告書
	· 計画相談支援給付費支給申請書
	・計画相談支援依頼(変更)届出書(新規・変更の場合)
申請書類	・サービス等利用計画案(相談支援事業所が作成)
	・年金証書及び年金額が分かるもの
	(振込通知ハガキ・年金が振り込まれる通帳等)
	・作業所の工賃等、非課税収入がある場合、その金額が分かるもの
	・家賃証明書(共同生活援助を利用されている方のみ)
	・印鑑(認め可)
■ 利用の流れ	
1 相談・申請	市福祉課または相談支援事業所に相談し、サービスが必要な場合は、市福祉
1 作成 中間	課に申請してください。
1	
	心身の状況や障害の状態などを把握するため、ご本人やご家族の方などと
2 障害支援区分認定調査	面談し、聞き取り調査を行います。
	※ 区分の認定を要する支援の種類の場合のみ
	↓
 3 審査・判定	区分認定調査や医師の診断書を基に、肝属地区介護認定審査室の審査会で
O THE PIACE	審査・判定が行われます。
	↓
 4 支給決定	認定を受けた区分の程度や相談支援事業所から提出された計画案を基に、
4 人和八人	市が支給決定します。決定後は、障害福祉サービス受給者証を交付します。
	↓
	サービスを提供する事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。
5 利用の開始	開始後は、相談支援事業所による定期的なモニタリングにより、サービス内
	容の見直しや更新等が行われます。
	有効期間が設けられています。交付される受給者証に内容が記載されており
留意事項	ますので、ご確認ください。
自己負担額	原則1割負担(所得に応じて上限額を設定)
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)



障害福祉サービス及び障害児 通所支援の支給決定後、交付 されます。

地域生活支援事業

制度	障害の程度に応じて、社会生活における各種支援が受けられます。
対象者	必要に応じて障害支援区分認定調査を受け、各サービスの利用が必要と認められた方(下記「支援の種類」参照)

■ 支援の種類

種類	支援内容	対象者
地域活動支援センター	自立した日常生活や社会生活を営む ため、施設で創作的活動または生産 活動の機会を提供し、社会との交流 の促進などを行います。	・障害者手帳をお持ちの方
相談支援	肝属地区障がい者基幹相談支援センターで障害のある方などの福祉の相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援などを行います。	・障害のある方やその家族の方
移動支援	障害によって屋外の移動が困難な方の自立生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 ※ 交通費は支援者分も含め実費負担となります。	・視覚障害及び肢体不自由(両上下肢)2級以上・療育または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、屋外での移動や一人での外出が困難な方
コミュニケーション支援	視覚、聴覚、言語、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な方が、対象となる会合や活動に参加する場合、手話通訳者などの派遣を行います。	・視覚、聴覚、音声、言語機能などに障害があり、意思疎通を図ることが困難な方
日中一時支援	施設などにおいて、障害のある方の 活動の場を確保することで、家族な どの就労支援や一時的な休息を図り ます。	・障害者手帳をお持ちの方

※ 申請書類などの手続きについては、支援の種類によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。

自己負担額	日中一時支援は1割負担 (18 歳未満の障害児は無料) それ以外の支援は無料
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)



障害児通所支援

制度	支援が必要と認められる児童について、集団生活への適応訓練などの支援が 受けられます。
対象者	聞き取り調査を受け、各サービスの利用が必要と認められた方

■ 支援の種類

種 類	支援内容
児童発達支援	主に未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識、社会性を身につける訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理のもとでの支援が必要であると認められた児童に対して、日常生活における基本的な動作や知識に関する支援や治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害状態またはそれと同程度の状態であり、通常の児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な児童に対して、居宅を訪問して療育支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、遊びや課題を通して生活能力向上の訓練を行うことにより、児童の自立を促しながら、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校などに通う支援の必要な児童が集団生活で適応できるように、 施設等を訪問し、専門的な支援を提供します。
障害児相談支援	サービスを利用するための計画作成やモニタリング支援、事業所との連絡調 整などの支援を行います。



障害児通所支援

申請書類	 ・支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 ・同意書 ・障害児相談支援給付費支給申請書 ・障害児相談支援依頼(変更)届出書(新規・変更の場合) ・サービス等利用計画案(相談支援事業所が作成) ・印鑑(認め可)
■ 利用の流れ	
1 相談・申請	市福祉課または保健課の保健師などに相談し、サービスが必要な場合は、市 福祉課に申請してください。
	↓
2 聞き取り調査	心身の状況や障害の状態などを把握するため、申請書類提出時に聞き取り調査を行います。
	↓
3 計画案の提出	相談支援事業所と契約し、利用内容に係る計画案を作成してもらいます。
	↓
4 支給決定	聞き取り調査や相談支援事業所から提出された計画案を基に、市が支給決定 します。決定後は、通所受給者証を交付します。
	↓
5 利用の開始	サービスを提供する事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。 開始後は、相談支援事業所による定期的なモニタリングにより、サービス内 容の見直しや更新等が行われます。
留意事項	有効期間が設けられています。交付される受給者証に内容が記載されており ますので、ご確認ください。
自己負担額	無料
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)

